

基本事務事業

6.「火災を予防し、火災が発生しても被害を最小限に食い止める環境をつくる」

○この基本事務事業の上位の目的(「後期基本計画」の位置づけ)

「火災等の災害から市民生活を守ります」

・めざしたい将来像

市民一人ひとりが火災を発生させないようにするとともに、地域と行政で連携して、火災等による被害が少ない安全・安心なまちを実現します。

・めざそう値

	13年度	19年度	21年度	25年度	32年度
出火率(火災件数/対人口1万人)	3.7 (13年)	2.6 (19年)	2.4 (21年)	2.4	2.4 (32年)
住宅用火災警報器の設置率	—	—	59.2%	70%	90%

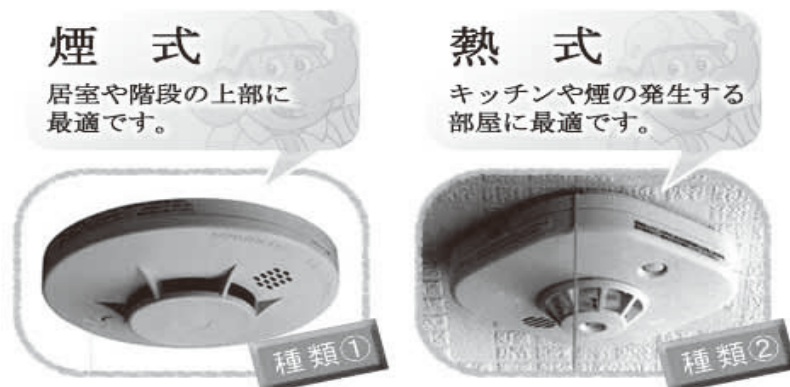
・現状と課題

●火災予防対策

火災予防対策については、目まぐるしく変化する社会情勢の中、過去の火災を教訓として、防火管理制度、消防用設備等の設置・維持管理基準、消防同意・立入検査など消防法令の整備を進めながら国を挙げて推進してきました。そのような中、近年、防火対象物の多様化により、火災の状況も複雑化、多様化しています。

また、全国における住宅火災による焼死者は、平成17年に1,220人(放火自殺者を除く)と過去最多となっていました。年々減少の傾向にあり平成21年には、1,023人となりました。

本市における焼死者は、過去10年の放火自殺者を除く平均は4.0人、過去5年の同平均は4.2人と横ばいにあるものの、今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の火災による死者発生率が高いことを踏まえ、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策は、喫緊の課題となっています。



○この基本事務事業の「目的」

市民一人ひとりが火災を発生させないようにするとともに、地域と行政で連携し、火災による被害軽減を図り、安全・安心な街づくりをする。

○この基本事務事業の「取り組み課題」

消防関係団体と消防が協働し、火災予防普及啓発や住宅用防災機器の設置促進を図る。

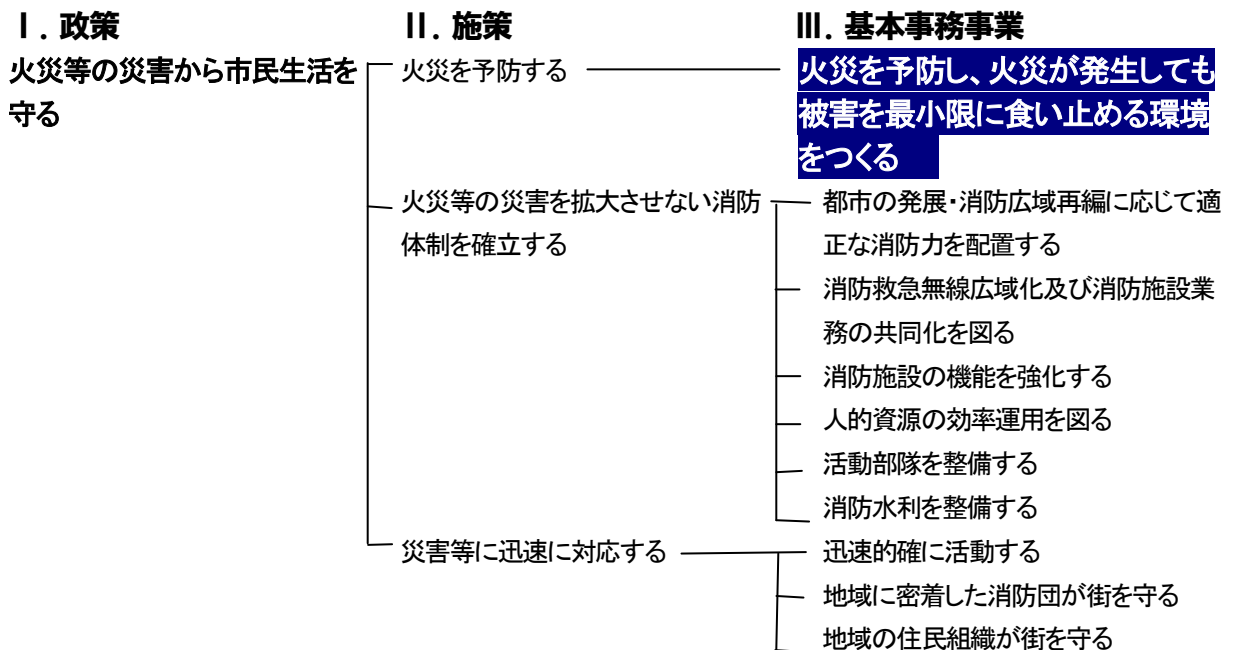
事業所等が消防関係法令の改正等に適合するよう、適正に指導を行う。

○この基本事務事業の「めざす成果」

火災を早く知り、早く消し、火を広げないことにより、火災による被害を最小限にする。

安心で安全な防火対象物を増やし、出火防止や被害を軽減する。

○この基本事務事業の「政策目的体系」の位置づけ



IV. 対象業務 (Target Business)

⇒火災予防対策事業

1. 火災原因究明業務
2. 事業所火災予防業務
3. 火災予防普及啓発業務

⇒火災警戒・警備事業

4. 火災警戒・警備業務

⇒市民防火協力体制確立事業

5. 危険物安全協会補助金
6. 防火協会補助金
7. 幼少年女性防火委員会補助金

平成23年度

松戸市「事業優先度評価」(松戸版事業仕分け)

6.「火災を予防し、火災が発生しても被害を最小限に食い止める環境をつくる」基本事務事業概要シート①

外部環境の変化	内部要因	H23予算額
① 市民の高齢化が進み、高齢者の火災による死者発生率が高い。 ② 市民活動が活発で市民と行政の協働の推進を求められている。 ③ 火災のない安全・安心な街が求められている。	① 出火原因が特定できない火災があるので、火災原因究明のための教育の機会が必要である。 ② 是正されていない対象物に対して、警告、命令等の措置を講じる。 ③ 市民の防火意識の高揚、火災予防啓発に努める。 ④ 消防関係団体との協力体制が整っている。	3424 (千円)

No.	業務名(所管)	本基本事務事業における本業務の意義・目的	業務内容	事業費(千円)		人員配置		(人)(H23)		担当部課評価	
				H21決算額	H24計画額	人員	配置	人件費	事業費計		
1	火災原因究明業務	火災原因を究明することにより、火災を発生させない環境づくりを推進する。	火災予防対策の基礎資料とするために火災原因調査を行う。	H21決算額	606	H24計画額	452	一般職	1.25	人件費	11,869
				H22決算額	610	H25計画額	452	再任用			
				H23予算額	417	H26計画額	452	嘱託・臨時		事業費計	12,286
2	事業所火災予防業務	火災による被害を最小限にするため、 ①建築物・危険物施設の安全性及び消防用設備等の設置の適法性について指導する。 ②事業所及び危険物施設等の火災予防査察により、法令適法違反是正、危険要素排除の指導する。	事業所及び危険物施設等の火災予防査察を実施し、危険要素排除等の指導を行う。事業所、危険物施設の安全性及び消防用設備等の設置の適法性について、計画の段階から指導し、検査を行う。	H21決算額	544	H24計画額	610	一般職	5.61	人件費	53,267
				H22決算額	555	H25計画額	610	再任用			
				H23予算額	562	H26計画額	610	嘱託・臨時		事業費計	53,829
3	火災予防普及啓発業務	火災予防思想の普及を図るとともに、火災発生を防止し、火災による死者及び被害の軽減を図る。	火災を予防し、安全なまちづくりを推進するために市民指導を行う。火災予防広報、啓蒙活動及び住宅用火災警報器の設置促進を行う。	H21決算額	810	H24計画額	1,041	一般職	2.21	人件費	25,048
				H22決算額	714	H25計画額	1,041	再任用	0.35		
				H23予算額	657	H26計画額	1,041	嘱託・臨時		事業費計	25,705
4	火災警戒・警備業務	火災発生の危険度が高い年末年始等における火災発生の抑止を図る。	花火警備、年末年始火災特別警戒及び催事警備を行うことで火災予防を図る。	H21決算額		H24計画額		一般職	0.5	人件費	4,748
				H22決算額		H25計画額		再任用			
				H23予算額		H26計画額		嘱託・臨時		事業費計	4,748
5	危険物安全協会等補助金	危険物施設保有の事業所として地域に密着し、危険物火災の防止及び住民の防火協力体制の確立のため、火災予防事業を協働して行っている。	火災予防の啓蒙物品等を購入し、各種事業を消防局と協働して行う。	H21決算額	680	H24計画額	680	一般職	0.55	人件費	5,222
				H22決算額	680	H25計画額	680	再任用			
				H23予算額	680	H26計画額	680	嘱託・臨時		事業費計	5,902
6	防火協会補助金	民間の防火組織として地域に密着し、地域住民の防火意識の普及啓発のため、火災予防事業を協働して行っている。	火災予防の啓蒙物品等を購入し、各種事業を消防局と協働して行う。	H21決算額	600	H24計画額	600	一般職	0.45	人件費	4,273
				H22決算額	600	H25計画額	600	再任用			
				H23予算額	600	H26計画額	600	嘱託・臨時		事業費計	4,873
7	幼少女女性防火委員会補助金	民間の防火組織として地域に密着し、火災予防のために住民の防火協力体制を確立及び火災予防の広報が行えるようにする。	住宅用火災警報器普及促進事業、予防広報事業を行う。	H21決算額	508	H24計画額	508	一般職	0.21	人件費	1,994
				H22決算額	508	H25計画額	508	再任用			
				H23予算額	508	H26計画額	508	嘱託・臨時		事業費計	2,502

6.「火災を予防し、火災が発生しても被害を最小限に食い止める環境をつくる」基本事務事業概要シート②

外部環境の変化(地域環境、市民ニーズ等)	内部要因の変化(基本事務事業の目的を達成するために事業提供側に求められる要件)	中期的重要課題	中期的予算額の増減予測
① 市民の高齢化がさらに進み、高齢者の火災による死者数の増加が見込まれる。 ② 災害時要援護者が入居する施設が、増加傾向にある。 ③ 3.11の震災により、市民の危機意識が高まっている。	① 豊富な知識と技術及び経験を持つ職員の退職者が増加する。 ② 関係団体との協力体制をより一層整えていく。	豊かな知識と技術及び経験を持つ職員の退職がさらに加速することから、高度な知識と技術を有する職員を育成するための施策が必要になる。	職員を育成するために予算の増額が必要になる。

【基本事務事業の指標】

指標	基準値(H21)	H23	H24	H25
火災の出火率(火災件数/対人口1万人)	2.4	2.4	2.4	2.4

no.	業務名(所管)	業務の目的	指標(単位)	基準値(H21)	H23	H24	H25	今後の変化に対して想定される業務の課題	今後の業務の課題に関する対応・取り組み策
1	火災原因究明業務	出火防止対策を樹立させるために、火災原因の究明を行い、予防対策の資料を作成する。	原因不明の火災件数(件)	11.0	10.0	9.0	8.0	出火原因の特定できない火災を減らすため、出火原因の分析力の精度を高める必要がある。製品火災の増加に伴い、より専門的な知識が必要とされる。	職員の火災原因究明技術の向上を図る上で研修業務及び分析力を支援する火災原因調査資機材等の整備が必要になる。
2	事業所火災予防業務	火災による被害を最小限にするため、 ①建築物・危険物施設の安全性及び消防用設備等の設置の適法性について指導する。 ②事業所及び危険物施設等の火災予防査察により、法令適法違反是正、危険要素排除について指導する。	是正率(%)	53.0	55.0	57.0	59.0	社会的影響の大きい火災の発生ごとに法令の改正がされ、規制が複雑化しているため、専門的な知識が必要とされる。	法令改正に的確に対応するために指導、研修を行い、また、是正されていない違反に対しては、適正な指導を行い、安全で安心な対象物を増加させる。
3	火災予防普及啓発業務	火災予防思想の普及を図るとともに、火災発生を防止し、火災による死者及び被害の軽減を図る。	建物焼損床面積(m ²)	29.0	28.0	27.0	26.0	住宅用火災警報器の設置率は、順調に伸びているが、設置に対する奏効事例や被害減少が確認できるので、更なる設置促進を図る必要がある。	被害を最小限に抑えるため、国及び千葉県で実施する住宅用火災警報器設置普及事業の施策に取り組む。火災予防防止策として、火災原因を分析し出火防止対策に取り組む。
4	火災警戒・警備業務	火災が発生する危険性が高い年末年始等における火災の発生を抑止を図る。	警備期間中の火災件数(件)	15	14	13	12	火災警戒・警備には抑止効果があるので、継続的に実施する必要がある。	警戒・警備を実施することで火災発生を抑止力向上を図る。
5	危険物安全協会等補助金	危険物施設等保有の事業所として地域に密着し、危険物等の火災の防止及び住民の防火協力体制の確立のため、危険物安全管理研修会などの事業を行う。	危険物施設の火災件数(件)	0	0	0	0	危険物施設の減少から会員の減少があり、火災予防事業の減少、縮小が生じ、火災予防対策に寄与する貢献度が低下する。	会員減少に伴い、当協会の活動をよく理解していただくために、広報資料を作成し、会員の加入促進を行う。
6	防火協会補助金	民間の防火組織として地域に密着し、事業所火災の防止及び地域住民の防火意識の普及啓発のため、ひとり暮らし高齢者の住宅防火診断や住宅用火災警報器設置促進のリーフレット作成などの事業を行う。	事業所の火災件数(件)	2	0	0	0	景気低迷に伴う会員の減少が予想され、火災予防事業の減少、縮小が生じ、火災予防対策に寄与する貢献度が低下する。	当協会の活動をよく理解していただくために、広報資料を作成し、会員の加入促進を行う。
7	幼少年女性防火委員会補助金	幼少年期から防火意識を根付かせるために、クラブと協働しクラブ員に普及を図る。	子供の火遊びが原因の火災件数(件)	3	0	0	0	女性の社会進出により、地域にいる機会が減少している状況や幼児教育の変化に伴う組織体制の見直しが必要になる。	女性防火クラブについては、町会、自治会等と連携して会員の増員を促し、幼少年防火クラブに対しては、火災予防の情報等の提供を積極的に行い防火教育を促進する。

1. 現状と課題

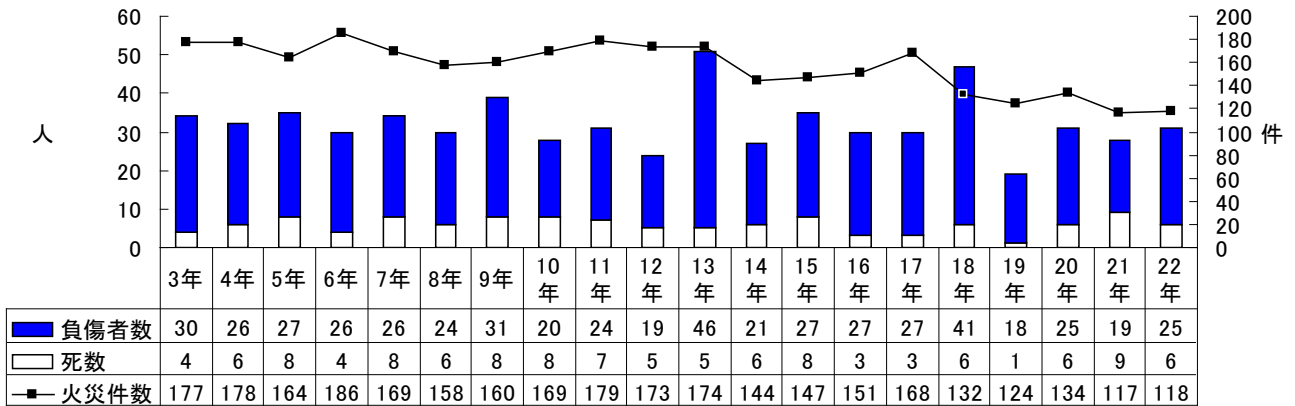
火災予防対策については、目まぐるしく変化する社会情勢の中、過去の火災を教訓として、防火管理制度、消防用設備等の設置・維持基準、消防同意・立入検査など消防法令の整備を進めながら国を挙げて推進してきました。そのような中、近年、防火対象物の多様化により、火災の状況も複雑化、多様化しています。また、全国における住宅火災による焼死者は、平成17年に1220人(放火自殺者を除く)と過去最多となっていました。また、年々減少の傾向にあり平成21年には、1,023人となりました。

本市における焼死者数は、過去10年の放火自殺者を除く平均は4.0人、過去5年の同平均は4.2人と横ばいにあるものの、今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の火災による死者発生率が高いことを踏まえ、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策は、喫緊の課題となっています。

【特筆すべきニーズの変化】

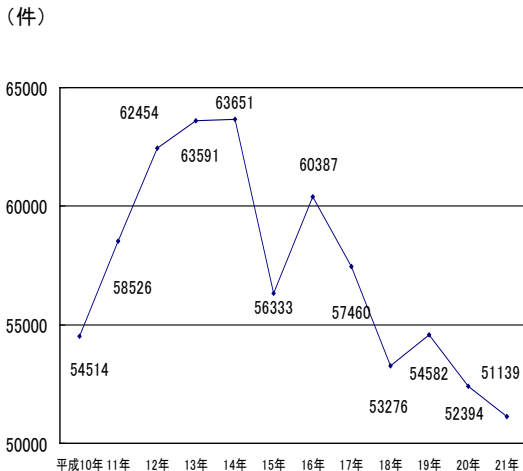
- ① 雑居ビルや人が集まる場所で火災に遭遇したとしても、速やかに避難できるようになっていることが望まれています (ニーズの増)
- ② 高齢者や傷病者などで移動が困難な人でも、火災に遭遇したときには速やかに避難できることが望まれています (ニーズの増)

●火災件数と死傷者数(平成3年～平成22年)



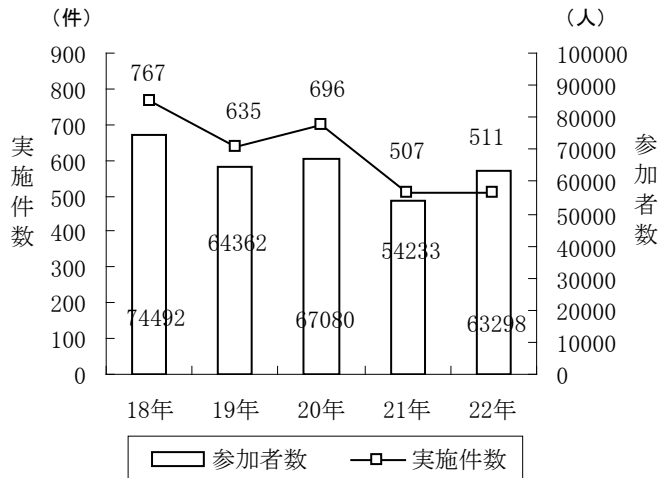
出典:『消防年報』松戸市消防局

●全国の火災件数の推移



出典:消防庁HP

●防火指導件数と参加者数



出典:『消防年報』松戸市消防局

2. 取り組み状況

近年、本市における防火対象物数は、既存建物の老朽化による建替え等も含め、今後微増するものと思われます。また、各種技術の進歩等により今後も防火対象物あるいは危険物施設は、構造の多様化、管理形態の多様化が予想されます。それぞれに適した火災予防を講じるとともに、火災原因調査技術の強化をより一層高めて、安全安心情報を積極的に発信することにより、出火防止及び被害の軽減を図ります。

また、立入検査や防火指導などを通じて、事業所等の火災予防啓発をより一層深めるとともに、違反対象物に対して強力な指導を行っていきます。

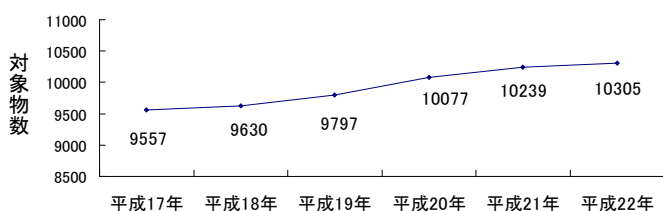
さらに、全ての一般住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進に向け、啓発活動に力を注いでいきます。

【特筆すべき松戸の強み・弱み】

① 市民の防火意識が高く、火災が延焼しにくい環境が整備されています（強み）

●防火対象物数

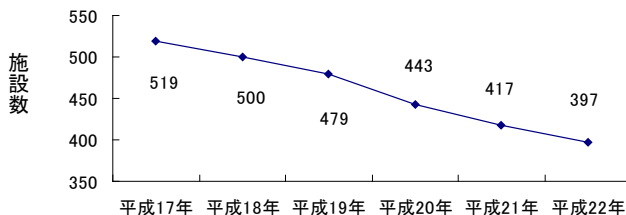
消防法第2条に定める「山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物」をいい、具体的には、劇場、百貨店、共同住宅、病院、学校、工場などが対象となります。



出典：『消防年報』松戸市消防局

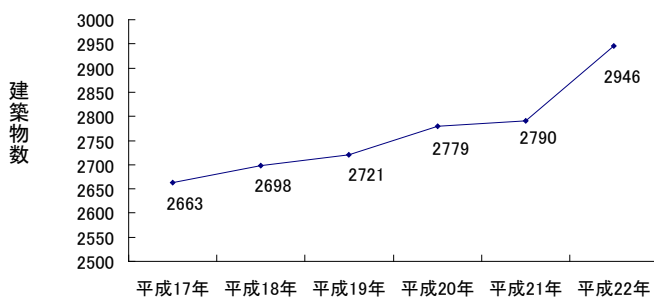
●危険物施設数

消防法第2条に定める危険物を製造、貯蔵及び取扱をする施設をいい、具体的には、危険物を貯蔵する工場、ガソリンスタンドなどが対象となります。



出典『消防年報』松戸市消防局

●4階以上の中高層建築物数



出典：『消防年報』松戸市消防局

●百貨店の歳末特別立入検査

歳末の繁忙期を迎えるにあたり大規模物品販売店舗の歳末特別査察を実施いたします。消防用設備等の維持管理状況の確認と防火管理体制の確立強化を目的として、日頃から防火管理に取り組んでいる社員に対し、安全管理の再認識を行っております。



出典：予防課資料

●住宅用火災警報器

煙式

居室や階段の上部に最適です。

熱式

キッチンや煙の発生する部屋に最適です。



種類①



種類②

本市では例年、年間100件前後の建物火災が発生しています。そのうち約70パーセントが住宅から発生し多くの住宅が焼失、時として尊い生命が犠牲となっています。火災予防は、一人ひとりの注意と環境の整備が必要です。

「住宅用火災警報器」は火災の早期発見に効果的です。諸外国においては、法制化などにより死傷者の激減、焼失棟数の減少につながっています。

消防法等の改正により「住宅用火災警報器」の設置が義務化になっております。